

○緊急採用等に関する業務実施施行細則

平成13年3月30日

達第1013号

改正 平成14年4月3日達第1033号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。次条において「奨学規程」という。)第10条及び第33条の規定に基づき、主たる家計支持者の失職、破産、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変し、その事由が発生した月から12月を超えない期間(以下「家計急変期間」という。)内に緊急に第一種奨学金を必要とする者に対する貸与(以下「緊急採用」という。)等に関する取扱いについては、この施行細則の定めるところによる。

(緊急採用)

第2条 前条に規定する緊急採用による奨学金は、家計急変期間内に奨学規程第8条第5項に規定する申込書類を提出した者に対して、奨学生の選考及び採用に関する規程(昭和59年8月21日達第761号)の規定に基づき、緊急に奨学金の貸与が必要と認定したときに貸与することができる。

2 前項の規定により貸与した緊急採用による奨学金の貸与の始期は本会が認めた月からとし、終期は採用した年度の末までとする。

3 第1項の規定により貸与した者が、前項に規定する貸与期間の終了後においてもなお緊急採用による奨学金を必要とすると認められる場合は、家計急変期間内に限り翌年度に係る緊急採用の申込みを受け付け、貸与を継続することができる。この場合に必要申込書類中の奨学金申込書は、別に定める緊急採用奨学金継続願をもって代える。

4 前項で採用した者の貸与の終期は、当該年度の末までとする。

(大学の通信教育)

第3条 大学において通信による教育を受ける者のうち、夏季その他特別の時期において面接授業を受けるものの奨学金の貸与期間は、1期間とする。

附 則

この施行細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月3日達第1033号)

(施行期日)

この施行細則は、平成14年4月3日から施行し、平成14年3月1日から適用する。